

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人父の就労先が避難先に所在していたこと等を考慮して、申立人ら全員について平成24年9月以降も避難を継続したことの合理性を認め、同月分から平成26年3月分まで月額10万円が賠償されたほか、申立人祖父について平成23年5月分から平成23年9月分まで、申立人父について平成23年3月分から平成23年9月分まで家族別離が生じたことを考慮しそれぞれ月額3万円が、申立人母について家族別離が生じたこと及び乳幼児1名の世話を行ったことを考慮して平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円ないし6万円が増額して賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1，同X2，同X3，同X4，同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金1260万円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間について、既払金70万円を支払い済みであることを確認する。

この既払金70万円について、前項記載の和解金1260万円と清算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年1月21日

(仲介委員 舟久保 賢一)

事件番号 平成〇〇年（東）第〇号

X 1 対象期間 H24. 9～H26. 3
但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	
	増額分	150,000	対象期間 H23. 5～H23. 9
合計		2,050,000	

X 2 対象期間 H24. 9～H26. 3
但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	
合計		1,900,000	

X 3 対象期間 H24. 9～H26. 3
但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	
	増額分	210,000	対象期間 H23. 3～H23. 9
合計		2,110,000	

X 4 対象期間 H24. 9～H26. 3
但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	

	増額分	840,000	対象期間 H23.3～H25.3
	合計	2,740,000	

X 5 対象期間 H24.9～H26.3
 但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	
	合計	1,900,000	

X 6 対象期間 H24.9～H26.3
 但し、特記事項欄に記載ある場合はその期間

損害項目	内訳	金額	特記事項
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	1,900,000	
	合計	1,900,000	

- | | | |
|---|-----------------|------------|
| 1 | 和解金額合計 | 12,600,000 |
| 2 | 既払金 | ▲ 700,000 |
| 3 | 上記1から上記2を控除した金額 | 11,900,000 |